

次の事業について、G A P 認証の新規取得又はJGAP認証から国際水準G A P 認証への切替を検討する農業者等に対して、事業実施の募集を行うので公告する。

令和元年6月21日

静岡県知事 川勝平太

1 事業概要

(1) 事業名

国際水準G A P 認証取得拡大推進事業費補助金

(2) 事業内容

農業者等が新規にG A P 認証を取得するために必要な経費を助成する。

2 事業対象となるG A P 認証

GLOBAL. G. A. P.、ASIAGAP、JGAP（新規のみ）

3 事業対象者

(1) 農業者

(2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。）

(3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

(4) 農業協同組合

(5) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

4 補助対象経費

補助対象経費	左記の内訳
審査費	G A P 認証取得に必要な審査の受審に係る経費
審査員旅費	現地審査に係る審査員の旅費
研修指導費	G A P 認証取得に必要な研修指導（コンサルタント）に係る経費
講師旅費	研修指導（コンサルタント）に係る講師の旅費
I C T 機器利用料	I C T を利用してG A P 認証取得に取り組む際のシステム利用料
分析費	残留農薬分析、水質検査及び土壌診断等に係る経費
設備改修費	G A P 認証取得に必要な改修資材に係る経費（50万円未満） ただし、農薬保管庫やトイレ等施設整備は除く。

5 補助額（率）

(1) G A P 認証の新規取得

区 分	補助額（率）
GLOBAL. G. A. P. 認証取得に係る経費	定額（上限295千円）
ASIAGAP認証取得に係る経費	定額（上限150千円）
JGAPの認証取得に係る経費	定額（上限130千円）

審査員・講師の旅費	実費または県の旅費規程に基づく額の1/2でいずれか少ない額
-----------	-------------------------------

- ※ 額は税抜き額とする。
- ※ 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むものとする。
- ※ 団体認証の場合、補助額の上限に団体の構成員数の平方根（小数点以下切り上げ）に2を加えた数値を乗じた額を補助額の上限とする。
- ※ 審査費用に旅費が内包され、旅費の実費額が明らかとならない場合、旅費に係る補助は対象外とする。
- ※ 個人認証について、認証審査の審査員旅費と研修指導の講師旅費は往復分の交通費とし、宿泊を伴う場合は1泊分の宿泊料を対象とする。
- ※ 団体認証について、研修指導の講師旅費は団体の構成員数の平方根（小数点以下切り上げ）に2を加えた日数分を上限とし、往復分の交通費と宿泊料を対象とする。
- ※ 審査員・講師旅費について、航空機を利用するなどして県の旅費規程に基づく額と比較できない場合は実費の1/2の範囲内の額を補助対象とする。

(2) JGAP認証から国際水準GAP認証への切替

区 分	補助額（率）
JGAP認証からGLOBALG. A. P認証又はASIAGAP認証へのステップアップに係る経費	1/2以内（上限150千円）

- ※ 上限額は税抜き額とする。
- ※ 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むものとする。
- ※ 団体認証の場合、補助額の上限に団体の構成員数の平方根（小数点以下切り上げ）に2を加えた数値を乗じた額を補助額の上限とする。
- ※ 審査員・講師の旅費は、実費又は県の旅費規程に基づく額の1/2でいずれか少ない額を上限とする。
- ※ 個人認証について、認証審査の審査員旅費と研修指導の講師旅費は往復分の交通費とし、宿泊を伴う場合は1泊分の宿泊料を対象とする。
- ※ 団体認証について、研修指導の講師旅費は団体の構成員数の平方根（小数点以下切り上げ）に2を加えた日数分を上限し、往復分の交通費と宿泊料を対象とする。
- ※ 審査員・講師旅費について、航空機を利用するなどして県の旅費規程に基づく額と比較できない場合は実費の1/2の範囲内の額を補助対象とする。

6 補助条件

- (1) 対象とする補助事業は交付金の交付決定のあった年度のものに限る。
- (2) 事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得すること（2年目以降の経費は自己負担）。

7 選定基準

提出された書類に基づき総合的に審査して決定する。

8 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館8階

静岡県経済産業部農業局地域農業課

電話番号 054-221-2626 F A X 054-273-1123 E-mail chiikinou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 説明会

説明会は開催しない。

(3) 国際水準G A P 認証取得拡大推進事業費補助金交付要綱の掲載

ア 掲載期間

令和元年6月17日（月）から令和2年3月31日（火）まで

イ 掲載場所

経済産業部農業局地域農業課ホームページ

(4) 提出書類等

ア 提出書類

事業申請書、事業計画書、事業に係る見積書

イ 提出期限

第1回締切 令和元年8月30日（金）

第2回締切 令和元年12月3日（火）

※各締切日とも午後5時までに持参又は郵送（必着）

ウ 提出場所

最寄りの農林事務所G A P 担当課まで